

保護者のみなさまへ

令和6年度特別支援教育就学奨励費（特別支援学級等）のお知らせについて

流山市教育委員会

流山市では、小中学校の特別支援学級・通級指導教室へ通学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部について助成をしています。申請の対象となる方・及び申請方法については下記のとおりです。

1 対象となる方

お子さんが流山市立小中学校の特別支援学級に在籍または通級する児童生徒の保護者。または、お子さんが流山市立小中学校の通常学級に在籍していて、学校教育法施行令第22条の3に該当すると流山市教育委員会が判断した場合。

なお、支給費目及び支給額については、申請された方の令和5年分の世帯所得等と、国が定める保護基準額との比率によって作成される収入額・需要額調書により決定するため、特別支援教育就学奨励費を支給できない場合、または、通学費のみの支給となる場合があります。

2 申請書及び添付書類について

- (1) **【全員提出】** 令和6年度 特別支援教育就学奨励費(特別支援学級等)申請書
- (2) **【全員提出】** 振込先口座の情報がわかるもの（通帳、カード等）の写し
- (3) 令和6年度 課税・非課税証明書（令和6年1月1日に流山市に在住でない方のみ）
- (4) 住民票（世帯全員）（流山市外から通っている方のみ）
- (5) 定期券の写し（定期券を利用し、電車・バスで通学している方のみ）

3 提出期限

令和6年7月19日（金）

通学する特別支援学級及び通級指導教室へ提出してください

4 支給時期

令和6年12月、令和7年3月支給（予定）

5 特別支援教育就学奨励費の内容について

令和6年4月1日現在

援助費の種類		年間支給額				支給対象者	
		小学校（円）		中学校（円）		世帯所得が国の定める基準額以内	世帯所得が国の定める基準額を超えている場合
		第1学年	第2～6学年	第1学年	第2～3学年		
1	新入学学用品費	25,555		30,490		○	
2	学用品費	5,820	5,820	11,370	11,370	○	
3	通学用品費		1,135		1,135	○	
4	通学費 (バス・自家用車・電車)	実費相当額		実費相当額		○	○ 実費相当額の1/2
5	校外活動費	800円を限度に 実費の1/2を支給		1,155円を限度に 実費の1/2を支給		○	
6	修学旅行費	10,790円を限度に 実費の1/2を支給		28,860円を限度に 実費の1/2を支給		○	
7	林間学園費	1,845円を限度に 実費の1/2を支給		3,105円を限度に 実費の1/2を支給		○	
8	学校給食費	実費の1/2を支給		実費の1/2を支給		○	

年度途中で特別支援学級・通級指導教室に入・転級された方については、支給額が異なります。

※通学費について

特別支援学級及び通級指導教室へ通学するために電車・バスを利用している児童・生徒については、当該交通機関の利用代金の実費を支給します。特別支援学級への通学のために自動車で送迎している場合には、自宅から学校までの走行距離、自動車の車種、燃費などから算出した燃料代を支給します。

電車・バスの定期券を購入している場合は、その相当額を支給します。
(定期券の写しを添付してください)

6 問い合わせ

流山市教育委員会学校教育課学務係 04-7150-6104 (直通)